

著作権法施行規則及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第八号）

新旧対照条文 目次

○著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）	1
○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十二号）	7

改 正 案	現 行
<p>（申請書等の様式）</p> <p>第八条 法第七十五条第一項の登録の申請書は別記様式第三により、法第七十六条第一項の登録の申請書は別記様式第四により、法第七十六条の二第一項の登録の申請書は別記様式第五により、法第七十七条の登録の申請書は別記様式第六（相続又は法人の合併による権利の移転の登録の申請にあつては、別記様式第六の二）により、法第八十八条第一項の登録の申請書は別記様式第七（相続又は法人の合併による権利の移転の登録の申請にあつては、別記様式第七の二）により、法第百四条の登録の申請書は別記様式第八（相続又は法人の合併による権利の移転の登録の申請にあつては、別記様式第八の二）により作成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録受付簿の記載）</p> <p>第九条 申請書の提出があつたときは、登録受付簿に次に掲げる事項を記載するとともに、当該申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 申請の受付の年月日</p> <p>二 前項第二号の受付番号は、受付の順序により付す。</p> <p>3 （略）</p> <p>（登録年月日の記録等）</p> <p>第十七条 著作権登録原簿等について職権により登録したときは、登録の原因及びその発生年月日並びに登録すべき権利に関する事項欄に当該登録の年月日を記録する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（申請書等の様式）</p> <p>第八条 法第七十五条第一項の登録の申請書は別記様式第三により、法第七十六条第一項の登録の申請書は別記様式第四により、法第七十六条の二第一項の登録の申請書は別記様式第五により、法第七十七条の登録の申請書は別記様式第六により、法第八十八条第一項の登録の申請書は別記様式第七により、法第百四条の登録の申請書は別記様式第八により作成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録受付簿の記載）</p> <p>第九条 申請書の提出があつたときは、登録受付簿に次に掲げる事項を記載するとともに、当該申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 受けの年月日</p> <p>二 前項第二号の受付番号は、受けの順序により付す。</p> <p>3 （略）</p> <p>（登録年月日の記録等）</p> <p>第十七条 著作権登録原簿等について登録したときは、登録年月日欄に当該登録の年月日を記録する。</p> <p>2 （略）</p>

(登録事項記載書類の交付申請手続等)

第十九条 登録事項記載書類の交付又は著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付若しくは閲覧を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 登録番号(著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付又は閲覧を請求するときは、申請の年月日及び受付番号)

二・三 (略)

別記様式第一

(略)		表示部	
		登録事項	
(略)	(略)		
(略)	登録年月日及び 受付番号		
(略)	(略)		

(登録事項記載書類の交付申請手続等)

第十九条 登録事項記載書類の交付又は著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付若しくは閲覧を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号(著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付又は閲覧を請求するときは、受付けの年月日及び受付番号)

二・三 (略)

別記様式第一

(略)		表示部	
		登録事項	
(略)	登録年月日		
(略)	(略)		
(略)	登録年月日及び 受付番号		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		

(略)

別記様式第一の二

(略)

表 示 部	
登 録 事 項	
(削る)	
(略)	
事項部	
順位番号	登 録 事 項
	受付年月日及び 受付番号
(略)	
(削る)	
(略)	
(略)	

別記様式第二

(略)

(略)

別記様式第一の二

(略)

表 示 部	
登 録 事 項	
登録年月日	
(略)	
事項部	
順位番号	登 録 事 項
	登録年月日
(略)	
	受付年月日及び 受付番号
(略)	
(略)	

別記様式第二

(略)



4 前登録の登録番号  
5・6 (略)

〔備考〕 (略)

別記様式第五

収入 印紙	創作年月日登録申請書	年 月 日
1～3 (略)	文化庁長官 殿	
4 前登録の登録番号		
5・6 (略)		

〔備考〕 (略)

別記様式第六

収入 印紙	著作権登録申請書	年 月 日
1～3 (略)	文化庁長官 殿	
4 前登録の登録番号		
5・6 (略)		

〔備考〕

- 1 令第29条各号(令第37条第2項及び第44条第3項において準用する場合を含む。)に規定する事項は「申請者」の欄の登録権利者の氏名(名称)の次に記載し、令第30条、第31条、第33条及び第36条に規定する事項は「権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日」の欄に記載する。
- 2 (略)

別記様式第六の二 (略)

4 前登録の年月日及び登録番号  
5・6 (略)

〔備考〕 (略)

別記様式第五

収入 印紙	創作年月日登録申請書	年 月 日
1～3 (略)	文化庁長官 殿	
4 前登録の年月日及び登録番号		
5・6 (略)		

〔備考〕 (略)

別記様式第六

収入 印紙	著作権登録申請書	年 月 日
1～3 (略)	文化庁長官 殿	
4 前登録の年月日及び登録番号		
5・6 (略)		

〔備考〕

- 1 令第29条各号(令第38条第2項及び第44条第3項において準用する場合を含む。)に規定する事項は「申請者」の欄の登録権利者の氏名(名称)の次に記載し、令第30条、第31条、第33条及び第36条に規定する事項は「権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日」の欄に記載する。
- 2 (略)

(新設)

別記様式第七

収入 印紙	出版権登録申請書	年 月 日
	文化庁長官 殿	
1～6 (略)		
7 前登録の登録番号		
8・9 (略)		

〔備考〕 (略)

別記様式第七の二 (略)

別記様式第八

収入 印紙	著作隣接権登録申請書	年 月 日
	文化庁長官 殿	
1～3 (略)		
4 前登録の登録番号		
5・6 (略)		

〔備考〕

- 1・2 (略)
- 3 「前登録の登録番号」の欄には、登録の申請に係る実演、レコード、放送又は有線放送に関する登録がされているときは、その登録の登録番号を記載するものとし、不明であるときは「不明」と、登録がされていないときは「なし」と記載する。
- 4 (略)

別記様式第八の二 (略)

別記様式第七

収入 印紙	出版権登録申請書	年 月 日
	文化庁長官 殿	
1～6 (略)		
7 前登録の年月日及び登録番号		
8・9 (略)		

〔備考〕 (略)

(新設)

別記様式第八

収入 印紙	著作隣接権登録申請書	年 月 日
	文化庁長官 殿	
1～3 (略)		
4 前登録の年月日及び登録番号		
5・6 (略)		

〔備考〕

- 1・2 (略)
- 3 「前登録の年月日及び登録番号」の欄には、登録の申請に係る実演、レコード、放送又は有線放送に関する登録がされているときは、その登録の年月日及び登録番号を記載するものとし、不明であるときは「不明」と、登録がされていないときは「なし」と記載する。
- 4 (略)

(新設)

○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（プログラム登録の公示）</p> <p>第三条 法第四条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申請の受付の年月日（職権による登録にあつては、その登録の年月日。第八条第一号において同じ。）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>第八条 指定登録機関は、法第九条の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を文化庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 申請の受付の年月日及び登録番号</p> <p>二～七 （略）</p> <p>（帳簿の記載等）</p> <p>第十四条 法第十八条第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 登録を行った年月日（職権による登録の場合に限る。）</p> <p>六～十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（プログラム登録の公示）</p> <p>第三条 法第四条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 登録年月日</p> <p>四・五 （略）</p> <p>第八条 指定登録機関は、法第九条の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を文化庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 登録の年月日及び登録番号</p> <p>二～七 （略）</p> <p>（帳簿の記載等）</p> <p>第十四条 法第十八条第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 登録を行った年月日</p> <p>六～十 （略）</p> <p>2 （略）</p>